

大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務
企画提案募集要領

令和6年3月

大船渡市 企画政策部 企画調整課

「大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者（以下「提案者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

「大船渡市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附獲得に繋げる。

2 業務概要

(1) 業務名

大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託契約金額

本業務を通じて行われた寄附金額に受託料率を乗じた額とする（消費税等別。成果報酬型）。見積書等には受託料率を示すこと。

なお、「企画提案仕様書」の「3 業務内容(1)」に記載の寄附見込企業への寄附活用事業の働きかけに係る費用については、委託契約金額に含まれるものとする。

ただし「3 業務内容(3)」に係る企業版ふるさと納税活用可能事業の企画提案について、本市の判断により、当該寄附以外に財源措置する場合がある。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4 提案手続

内 容	日 程
(1) 募集要領及び寄附募集事業一覧の公表 ※市ホームページ上	令和6年4月8日(月)
(2) 質問の受付期限	令和6年4月18日(木)午後5時
(3) 参加申込書の提出期限	令和6年4月26日(金)午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和6年5月13日(月)午後5時
(5) プレゼンテーションの実施に関する通知	令和6年5月15日(水) 予定
(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定	令和6年5月23日(木) 午後予定
(7) 結果通知	令和6年5月27日(月) 予定

(1) 提案募集の期間等

■募集期間 令和6年4月8日(月)から令和6年4月26日(金)午後5時まで

■寄附募集事業一覧の公表

(ア) 公表時期 令和6年4月8日(月)

(イ) 公表内容 寄附募集事業名、寄附募集事業概要及び寄附募集額

(ウ) 公表方法 市ホームページ上に公開する。

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和6年4月18日(木) 午後5時まで

■方 法 質問書【様式1】電子メールで受け付ける。

■連絡先 E-mail : ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp

■回 答 回答については、随時、市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

■期 限 令和6年4月26日(金)午後5時 必着(持参又は郵送)

■提出物 (ア) 参加申込書【様式2】

(イ) 参加申込者の概要がわかる資料(パンフレット可)

■部 数 各1部

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市企画政策部企画調整課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。

- 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期限 令和6年5月13日(月)午後5時 必着(持参又は郵送)

- 提出物
- (ア) 企画提案書【様式4】
 - (イ) 事業者の概要【様式5】
 - (ウ) 執行体制図(任意様式)
 - (エ) 業務実施方針(任意様式、6ページ以内)
 - ・業務内容に関する提案内容
 - (オ) 見積書(任意様式)
 - ・内訳書を添付すること。
 - (カ) 応募資格に係る申立書【様式6】
 - (キ) 類似業務実施実績など、地方創生応援税制に精通していることが分かる資料(任意様式)
 - (ク) 定款
 - (ケ) 財務状況のわかる直近の書類
 - (コ) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類(写し可。租税公課の納税証明書等)
 - (サ) その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

- (ア) 用紙サイズはA4判とする。
- (イ) 提出部数は、6部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

なお、企画提案は本市が令和5年度に実施した下記の取組等を踏まえた上で、令和6年度の取組を提案すること。

《大船渡市企業版ふるさと納税PRに係る令和5年度の取組》

- (ア) 大船渡市ホームページを活用した企業への寄附の呼びかけ
- (イ) 企業版ふるさと納税ポータルサイトを活用した企業への寄附の呼びかけ
- (ウ) 令和5年度版大船渡市企業版ふるさと納税寄附募集事業紹介パンフレットの作成
- (エ) 寄附見込企業への企業版ふるさと納税プロジェクト紹介業務の委託(令和5年度大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務)
- (オ) 寄附企業のベネフィットについては別添参照

(5) プレゼンテーションの実施に関する通知

企画提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、提案者に対して通知する。

■通知日 令和6年5月15日(水) 予定

■通知方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考委員会で審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

契約候補者は、総得点数が一定得点以上の企業上位3者程度とする。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日 程 令和6年5月23日(木) 午後 予定

■場 所 大船渡市役所本庁舎 (Zoom等を利用したオンラインによるプレゼンも可とする。)

■実施時間 時間は25分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション (準備含む)	18分
質疑応答	7分

■留意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

(イ) プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

(ウ) 提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン、その他のディスプレイと接続するHDMIケーブル等のOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

(エ) 提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消し、又は変更することは原則できない。

(オ) 受付時間までに受付を行わない場合は参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

(ア) 提案内容 (業務実施方針)

- ・ 寄付見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ・ PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する本市への支援について効果的な提案がされているか。
- ・ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ・ 提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。

(イ) 業務遂行能力

- ・ 業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ・ 地方創生応援税制に精通しているか。
- ・ 自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。

(ウ) 見積書

- ・ 提案内容に対して適切な見積金額 (受託料率) になっているか。

(7) 結果通知

■日 程 令和6年5月27日(月) 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査内容及び審査経過については公表しない。

5 契 約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合

- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市企画政策部企画調整課 志田

T E L : 0192-27-3111 (内線 230)

E-mail : ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp